

介護予防・日常生活支援総合事業（指定訪問サービス事業）重要事項説明書

当事業所は、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業（指定訪問サービス事業）に基づくサービスの提供を開始するに当たり、事業所の概要、提供するサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒765-0013 善通寺市文京町二丁目1番4号
代 表 者	会 長 松 川 直 人
設 立 年 月 日	昭和41年12月5日
電 話 番 号	0877-62-1614

2 事業所の概要

事業所の名称	善通寺市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	
サービスの種類	善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業（指定訪問サービス事業）に基づくサービス	
事業所の所在地	〒765-0013 善通寺市文京町二丁目1番4号	
電話番号	0877-63-6310	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日	3770400186
管理者の氏名	西山 彩香	
通常の事業の実施地域	善通寺市	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問サービス事業に基づくサービスを提供することを目的とします。
-------	--

運営の方針	・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ・ 事業を運営するに当たっては、善通寺市、地域包括支援センター、保健、医療又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 ・ 介護保険法等の関係法令及び善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱並びにこの契約の定めに基づいて、事業を実施します。
-------	---

4 提供するサービスの内容

指定訪問サービス事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、次の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 身体整容、食事介助、排せつ介助、更衣介助、入浴介助、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含みます。）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

上記の営業日、営業時間以外のサービス提供について利用者の希望がある場合は、相談に応じます。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
管理者	常勤	1人(サービス提供責任者と訪問介護員を兼務)
サービス提供責任者	常勤	3人(うち1人管理者と訪問介護員を兼務、2人訪問介護員を兼務)
訪問介護員	常勤	5人
	非常勤	8人

7 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に被保険者負担割合証に記載された割合を乗じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 指定訪問サービス事業の利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 1回単価	利用者負担金		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
	標準的なサービス	2,870	287	574	861
第1号訪問事業 (訪問サービス)	20分から45分の生活援助	1,790	179	358	537
	45分以上の生活援助	2,200	220	440	660
	短時間の身体介護	1,630	163	326	489

上記の基本利用料は、善通寺市が定める金額です。これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

要件を満たす場合は、上記の基本部分に次の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加 算 額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1 割 の 場 合	2 割 の 場 合	3 割 の 場 合
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員 処遇改善 加算(Ⅱ)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	基本部分と初回加算の基本利用料の合計額に1000分の100を乗じた額	左記の額の1割、2割又は3割の額		

(2) 支払方法

利用料(利用者負担金)は、1 か月ごとに請求します。支払方法は、次のとおりです。

支払方法	支払期日等
口座引き落とし	ゆうちょ銀行のあなた様名義の口座からの自動払込みができます。サービスを利用した月の翌月の25日（その日が休日に当たるときは、直前の平日）に、引き落とされます。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日（その日が休業日の場合は、直前の営業日）までに、お支払いください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 村井 美保
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、サービスの提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11 事業継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る事業継続計画及び災害に係る事業継続計画を作成します。

- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 2 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 3 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

法人運営係長 松村 早記

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日等及び年末年始を除く。）

8：30～17：15

○ 苦情解決責任者 常務理事 近藤浩行

(2) 行政機関及びその他の苦情受付機関

※ ただし、土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始を除く。

善通寺市役所保健福祉部 高齢者課	所在地 香川県善通寺市文京町 2-1-4 電話番号 0877-63-6331 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 香川県高松市福岡町 2-3-2 電話番号 087-822-9341 受付時間 9:00～17:00

1 4 ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、適切な訪問介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を拝啓とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- (2) 契約者（利用者）様、ご家族様又は身元保証人等から事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に病力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為

を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

1 5 事故発生時及び緊急時の対応方法

訪問介護員はサービスの提供を起因とした事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。またサービス提供中に利用者の病状に急変等緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を行います。

利用者の主治医	主治医氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	— —
利用者の緊急連絡先（御家族等）	氏 名	続柄（ ）
	連絡先の住所及び名称	
	連絡先の電話番号	— —
		— —

1 6 損害賠償について

当事業所では、サービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由を起因として利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。当事業所は損害賠償に備えて損害保険に加入しています。

1 7 法令遵守責任者について

法令遵守責任者	事務局長	村井 美保（ムライ ミホ）
---------	------	---------------

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たっては、次のことにご留意ください。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は次の行為は行いません。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり（日常生活に必要となる物品の買物に係る金銭の預かりを除きます。）
- ③ 利用者の家族に対する食事の準備などのサービス提供

(2) 訪問介護員等に対する金銭、物品、飲食の提供は、お断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに善通寺市地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

善通寺市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、事業者から上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名

印